

# 法人類学の内容（Ⅱ）

組  
原  
洋

## 目 次

まえがき

一 三年目のはじまり

二 「秩序と紛争」

三 「森林の思考・砂漠の思考」

四 「技術大国アメリカの凋落」

五 「公と私」

六 アメリカを動いてみたら

七 「比較文明社会論」

八 アメリカの社会組織

1 家族

2 クラブ

## 九 アメリカ法の特徵

### 1 地方自治

### 2 当事者主義

### 3 陪審制

### 4 逆差別

## 一〇 「インディアン憲法崩壊史研究」

### 二 「海洋型アジア文化の基層」

## まえがき

本稿は、「法人類学の内容（Ⅰ）」（「冲大法学」第5号 以下Ⅰと略す）にひきつづき、一九八三年度における私の法人類学の講義内容を中心にとまとめたものである。Ⅰに第一、二年目の分を収めたので本稿は第三年目の分になる。

このようなりたちからもわかるように、この論文をⅠ、Ⅱというふうに分けて発表している理由は、分量が多いからでもないし、内容的にきちんと分けられるからでもなく、時間的なものである。Ⅰを書いた後になってやったことをⅡに書いてまとめた、というだけで、従って、何回続いていくのか私にもわからないという次第なのである。というより、実は、Ⅰを書いた時点では、Ⅱを書くことはもうないのではないか、と思っていた。というのも、全く個人的なことであるが、学者業をずっと続けてゆくという決断ができないためである。迷った挙句、弁護士として再登録したりもしているが、結局、学者業の方もやめきれなかった。そんなに未練の残る職業であったのかと我ながらびっくり

した。

このような迷いは今年度も続き、果していつまで続くことやらと思ひながらの講義であつた。このような迷いの中で私としては精力的に勉強を続けえたのは、Iを書いた後多くの人々から励ましや助言をいただいたお陰であると思う。まず、これらの方々に感謝の意を表したい。

そして今年度も又、多くの立派な本に巡りあうことができた。私の幸運を思わずにはいられない。これらの本を私なりに配列していく楽しみが、Iと同様、本稿の主要な執筆動機である。

ただ、私としても、これらの本を、ほぼ講義で取り上げた順に並べ、紹介するだけで論文といえるのかどうかについて自信はない。方法論の上でも、今年度も特に新しい方向を打ち出すには至らず、対象地として取り上げたアメリカを旅行した程度でおわつてしまった。このように不満足な点も多いのであるが、私の最大の関心事である、世界の中に「私」を位置づけるという作業に関しては確実に前進がみられたと考えている。

未熟な点、まちがっている点など多々あることと思う。Iのときと同様に、率直な御意見・御批判等をいただければ幸甚である。

### 一 三年目のはじまり

私の現在の主なテーマは法系論で、世界各地の法を如何に脈らくづけるかという問いへの答えを模索している。昨年度は主に鈴木秀夫氏の、「森林の思考」「砂漠の思考」という二分法にもとづいて、アラビア・インド・タイ・スウェーデンを検討してみたのである。そして今年もこの分類に従つて対象地を選択するとすればどこがよいかと、あれこれ考

えていた。いや、それより前に、右の四者の位置づけさえもあまりはつきりしていなくて、その整理をどうするかというところも問題として残っていた。とくにタイがそうである。

他方、日本人の法に対する考え方を扱ったものも幾つか読んでいた。「法のタテマエとホンネ」<sup>②</sup>・「現代日本人の法意識」<sup>③</sup>・「契約意識と文章表現」<sup>④</sup>などである。これらの、様々なアプローチによる問題接近は大変参考になる。そして、法学基礎演習（二年次配当科目）を担当することになったのでこのための教材として「法のタテマエとホンネ」を選び、さらに「現代日本人の法意識」に収録されている「社会生活に関する世論調査」を、演習を進めるうえで準備作業の一つとして学生にもやってもらったりした。このようにして、日本人の法に対する考え方についての知識は少しずつふえていったが、私としてはそれらを吸収する際に十分な注意が必要だと考えていた。それらの知識は私の考えている法系論のなかでどのような位置を占めるのかその点が明らかにならねばダメだからである。

柴田氏の用いているタテマエ・ホンネ基準はどうであろうか。この分類はわれわれの日常感覚に非常にうまくあうところがある。法とはわれわれにとってあくまでタテマエに属するものである、というふうに表現してみるとよく理解できたと感じられる。タテマエである以上おおよそそのところ遵守していれば十分である。本当に大切なのはホンネの部分なのだ。まあ、こういう感じだと思う。

ところで、このタテマエ・ホンネの分類に従って多くのケースを考えていくうち、ホンネの重要性よりはタテマエの重要性をより評価したい気持ちになっていった。タテマエにはタテマエなりの機能があり、その機能を果たすために利用されるのである。だから、その機能の範囲内では、いわばホンネとしての性質をもっている。何のねうちもなければ、タテマエなどそもそもなくていい。そして、そのように考えることは、つまり日本が中間地帯であることを暗示している

のではないかとも思った。一つの原理ではうまくやっていけないので二本立てにし、バランスをはかる。このように考えれば、日本的といわれるものが決して単純な、一枚岩的なものではない、という帰結にもつながる。

ただ、多くの例をみていくと、何がタテマエで何がホンネなのか、必ずしも明確でないケースが出てくるように思う。それから又、タテマエとホンネの間に生ずるズレは、日本が中間地帯だからという理由だけでそのすべてが説明できるとも思われない。柴田氏自身が色々分折されているように、実に様々の原因が考えられる。このように考えてみると、私のやっている法系論への応用も慎重に考えねばという気持になった。基本的にはやはり、タテマエ・ホンネという基準の定義自体に曖昧さが残るところに問題があると感じた。

これときわめて密接に関連するが、「契約意識と文章表現」では日本とアメリカが比較され、その結果として日本的とされる特徴も浮かびあがってきている。この場合、アメリカはタテマエの国、日本はホンネの国というふうな図式が成立していると推測されるのである。しかし、私のようにタテマエの機能というものを積極的に考えてみると、タテマエ・ホンネのダブっているのが日本であるということになり、アメリカは必ずしも日本と比較しやすい国ではないのではないかとこの疑問も浮かんでくるわけである。そして、このような疑問が本年度アメリカを取り扱うことにきめ、そのため急拠アメリカ旅行を敢行するに至った最初の原動力であった。果してアメリカは、日本の特色を浮きあがらせるのに適当な地域であろうか。

「現代日本人の法意識」は世論調査の方法による接近の有効性とその限界をよくわからせてくれた。実のところ、この調査と同じような調査を沖繩でもやってみたらどうであろうか、などと考えていた。確かに、面白い結果がでるかもしれない。しかし、私の法系論との関係では果してどの程度有効だろうか。この本でなされている調査結果の見事な分

折をよんでいると、調査での質問が一定の考えのもとに組み立てられていることが明瞭にわかってくる。ということは、質問は透明にできてはいないということである。「質問及び解答の解釈」という問題が結局でてくることを考えると、「客観的な結果」の得られるこの方法が必ずしも最上の方法とはいきれないのではないかと思われた。

こうして、これらの本の面白さには見事ひかれたものの、分類基準を選択することの重要さを感じさせられることが多かった。法系というものも、事実という以上に考え方の問題・解釈の問題であることを考えると、この基準に何をもってくるかではとんどきまるといってもいいすぎではないと思ったりした。

- (1) 鈴木秀夫「森林の思考・砂漠の思考」 日本放送出版協会 一九七八年
- (2) 柴田光蔵「法のタテマエとホンネ」 有斐閣 一九八三年
- (3) 日本文化会議(編)「現代日本人の法意識」 第一法規 一九八二年
- (4) 田中齊治・上野幹夫「契約意識と文章表現」 東京布井出版 一九八〇年

## 二 「秩序と紛争」<sup>(5)</sup>

講義の序論ないし総論にあたるところで今年度はこの本を利用していただいた。主としてこの本の第四章までのところである。

ここで述べられている内容は二つの意味での相対化と思われる。

一つは、秩序の維持と紛争の処理、それぞれの内容を相対化することである。われわれの考えている裁判制度は決して普遍的、一般的なものではなく、種々の前提に拘束されたものである。その有効性にも当然限界がある。このことが

第二章「なぜ法律だけですまないのか」で説明されている。納得できる内容である。講義では西歐型の制度と対照させる意図で、ヌーア族の社会を例としてとりあげ比較してみた。（ヌーア族についてはⅠ五参照）。

もう一つの相対化は、秩序と紛争とを連続化させるものである。つまり、秩序と紛争とは反対概念ではない。図にすれば、二つの円が一部重なりあっている形になる。秩序にとりこまれた（制度化された）紛争というものがある。紛争は必ずしも異常なものではないし、むしろ積極的な意義が認められる。こういったことが第三章「日常生活になぜ秩序が継続するか」で述べられている。これも納得できる内容である。西歐の社会とヌーア族の社会とを比べてみると、紛争を必ずしも異常でマイナスのものとしてとらえない、という点では相通じるものをもっている。これはもちろん程度の差なので、比べるもの次第でどのようにもなるが、たとえば日本と比べてみれば前二者の共通性が浮かびあがることになるかもしれない。

このあと第四章「紛争はどう処理されているか」で紛争処理形式の分類がなされるが、ここでも相対化に意が用いられている。国際法の分野でなされる分類とよく似ている。

このように、この本の立場は自己の立場を絶対化しない、という努力を最大限まで試みているといえよう。そしてたとえば秩序というものの内容を考える場合には、人間社会ならば当然必要な秩序ないし規則性がある、というその当然なものを定義の出発点におくわけである。なるほどこうすれば通人間社会的な定義ができ、従って自己の立場にとらわれぬものとなるろう。そして、述べられているように、子供の養育ができ、飲食物とすまいの準備ができること、および最低限必要と考えられる成員間の情報交換、こういったものを可能にする状態を秩序と名づけることには、たしかに異議のありようがない。そしてこの本では、このような、異議のありようがないような分類を前提として、これを各社会につ

いてみるという手法をとっている。

しかし、ここで感じた疑問がある。このような定義面での相対化はかえって、「法的なもの」の内容をあいまいにしてしまうのではなからうか。いいかえると、自己中心的でなくやっていく、ということとは、かたよがないという意味ではよいかもしれないが実質的には内容のうすい概念をもとにして考えていくということなのか。これはたとえば、「具体的に即して論理を組み立てる」こととは逆のやり方ではなからうか。よい定義の必要性は私も十分認める。そうであればこそ、何を分類基準とするのかということもしつこく考えているわけである。そして分類基準はできるだけ明快で解釈の余地の少ないものがよいのも当然である。しかし、異論のない定義であるというだけでは十分でない。そもそも、概念の相対化がなぜ必要なのかという、その原因を考えてみれば、われわれのいるこの地球にはさまざまな社会があり、さまざまなやり方で生活しているという事実にいきつくしかない。すべてはそこから始まっているのである。さまざまな社会、さまざまな生活こそが内容をなすのである。そうであるならば、出発点での定義とか分類とかが結局妥当なものであるのかどうかは、それが、さまざまな社会・生活を有益に分類することを可能にするか否かという点に求められねばならない。定義や概念の相対化はそれ自体が目的ではなくて手段なのだということである。

このように考えてみて、この本で採用されている分類は私の考えている法系論を進行させていくうえであまり役にたかないと判断した。繰り返すが、この本がまちがっているとか、妥当でないとか、そういうことをいうつもりはない。そうではなくて、私はいわば内容の方にとりつかれているので、その内容を十分味わうのに、この本の分類のような分類でおわってしまったのではまずいと感じ、内容につながっている分類をやりたいと思ったのだ。

そもそも、この本でなされている徹底した相対化というのが一つの（ある意味で西欧的な）特殊な態度と感じられる



のである。簡単にいつてみれば、なんだ、この著者もヨーロッパ人にすぎんのだなあと感じる。立派なヨーロッパ人であることは認める。しかしあくまでヨーロッパ人であることにはかわりない。

この本と直接に関係はないが、価値判断抜きで、いつてみれば「たんなる秩序」を考えるとすることはあるいは又別の意味で「日本的」といえるかもしれない。

(5) S ロバート「秩序と紛争―人類学的考察―」 西田書店 一九八二年

(6) 斎藤茂男「死角からの報告―子どもが「人間」を殺した―」 太郎次郎社 一九八三年

### 三 「森林の思考・砂漠の思考」

私の場合学的にどうだこうだというより、たんに興味のおもむくままにやっているとところがあり、そのため、今年は今年で又新しい分類基準で、と色々考えたりしたが、結局昨年也使ったこの本におちついた。

森林の思考∥世界が永遠に続くという考え、砂漠の思考∥世界にははじめとおわりがあるという考えであるとされ、なるほどこれほど明快な基準もめずらしい。しかも、これは、結果としては考え方による分類でありかつ宗教との関連の濃いものになっているが、もともとこういう二つの考え方が形成された場所が森林・砂漠であったと考えるところから右のように命名されているわけで、その基礎には即物的なものがある。そして、昨年この分類を取り上げた際には、この、後の面について注意することがあまりに少なかったという反省から、この二つをたんなる考え方のタイプというより、歴史的にある特定の状況となったときにはじめて生じたものであるという側面に力点をおいて考えてみようとした。

鈴木氏の考えでは気候が重視されている。生産関係↓文明という発想では与件とされる気候も変数とみて、気候↓文明、ないし、気候↓生産関係↓文明といったことを考える。当然気候の勉強もしなければならなくなって、「氷河時代」・「風土の構造」<sup>⑧</sup>・「気候と文明」<sup>⑨</sup>といった本を読み、さっそくそれを学生にも受け売りする次第と相なったのだ。冷汗ものだ。貧しい基礎知識のハンデがあるので確かなことはいえないが、一般人として「氷河時代」を読んだときは、これが科学なのかという驚きを感じた。もっと手固いものと思っていたのだ。私にはむしろ推理の本という印象が強く残っている。

このように、おおむね「森林の思考・砂漠の思考」という本の論述順に従い、私としてはかなりていねいに紹介してみた。このとき感じた疑問が二つばかりある。ここではそれを述べてみたいと思う。

最初にあげられている実例のところでもまずつまづいた。この例があとの方でも要約されているのでまずそこをそのまま引用する。

また、森林的・仏教的世界では「我」が宇宙の中心のひとつであり、したがって科学という厳肅な行為をする時には、一点一画をゆるがせにせず、厳しい学問を積み上げていくのに対し、砂漠的・キリスト教的世界では、片々たる人間には、世界はこうみえるというほかはなく、科学はむしろ軽やかな行為であり、見とおしの広さということと相まって、新しい理論・体系を次々に生み出していくことになった。説というのは、本来、消耗品であり、生き残る学説よりは短命な学説の方が多いは当然である。それに対して、森林の積み上げ方式の学問は、いわば職人芸による耐久材であり、生命は長いが、多くの場合それは部品であって、全体の構成に大きな影響を与えることは少なかった。

このように考えられるので、森林の人間が科学すれば、「視界の及ぶかぎりの事物をたんねんに調べ、その知識をきちんと整頓する。科学を進めるということは、ますます細かい差異をみつめて、それを整頓していくということになる。」(二五頁)

森林タイプの科学は実際そのようなものではないかと思うのだが、それは結局、細かく分けて分類するというのではないか。ところが、別の例からは、分けないことを森林的であるとされる。森林的思考の本領は、Aだとか非Aだとかと分けるところにあるのではなく、その奥にあるどっちでもいいという心情にあるのだとされる。そして日本人の態度は森林タイプに属するとされ、「日本人の場合には、むしろわからないということの方にむしろ心理的な安定感があり、人に意見を述べる時には、婉曲な話法を使って断定の不安を和らげている。」(一六頁) わからないという言葉自体、分けられないという態度に発するものとされる。そうすると、アンケートをとるときも「わかりません」の項目を慎重に分析しなければならない、ということにもなるだろう。

このような二つの例の間の開きをどのように説明すれば一貫したものとして提示できるのであろうか。これが第一の疑問である。

この疑問が実は、今年度アメリカを取り上げる一つの理由にもなった。というのは、アメリカはどうみても砂漠的思想が支配的な地域と思われるのだが、そこでのことときかされているのは、プロの技術をもつことが非常に大切な国、つまり仕事の専門化が極端にまで進んでいる国だということなのである。一般に専門化されているという場合、それは

職人芸というのとちがうのであろうか。専門家は職人ではないのか、どうか。専門家の方は仕事の範囲、職人の方は仕事の質の問題というふうがちがうといえればちがうようにも思われるが、ここであげられた例においてそれをハッキリと区別できるであろうか。そうこう考えているうちに、さらに生じた疑問もある。専門化されているという場合、普通は会社とか官庁とかの大きな組織を頭において考えているのだが、森林の性格とか砂漠的性格とかという場合はこのような組織自体の特徴も含めて考えているのか、それとも個々人のことなのか。組織レベルの特徴は個人レベルの特徴と同じで、単なる総和にすぎないといえるのか。こういった疑問に対して私がどう考えていったかはこれから順に述べていきたい。

「森林の思考・砂漠の思考」を読んで感じた第二の疑問は、このような二つの思考が生じる以前の、狩猟・採集時代における思考の取扱いである。この時期の人間の思考を鈴木氏は呪術的なものとされ、このような思考が現在のわれわれ自身の中にもたつぷり残っているとされる。とすれば、森林的・砂漠的という対立にさらに、狩猟・採集的思考を加えた方がいいのではなからうか。そう考えた直接のきっかけは上山春平氏の意見を<sup>⑩</sup>知ったからである。上山氏は、日本においては狩猟・採集の要素がきわめて濃厚に残存していて、これが、「日本らしさ」を形づくっているとされている。もしそうだとすると、森林的・砂漠的思考とは並立するものとしてこれを付加する方が正確ではないか。段階的に並べるべきではなく、同時に現存しているものと考えると、たとえば、日本はこのように森林的だ、と述べられるとき、実はその多くは狩猟・採集的思考である、ということもありうるのではないかと思うのである。

どこかで、二つに分ける人と三つに分ける人とは基本的に違っている、というようなことをきいたことがあると思うが、それはさておき、Ⅰ・Ⅷにおいても、安田信之氏の、共同体法理・市場法理・統制法理という三分類を検討した。<sup>⑪</sup>

それぞれ、原始共產制・資本主義体制・社会主義体制の社会をモデルとしている。私はここで共同体法理といわれているものを狩猟・採集時代的なものと同じようなものであろうと考え、そして狩猟・採集時代は人類が共通に経験した生活様式であることを考え、「今西氏流に言えば、どこにでも社会はある、その最低限というか、生物学的基礎を満足させる人間社会の原型」というふうに解釈した。これを書いた後、沖縄大学で岩田昌征氏の「社会主義経済論」と題する集中講義をきく機会に恵まれ、個人的にお話も伺ううち、安田氏という共同体法理の内容について私に誤解があったのではなからうかと思った。その後安田氏からいただいた私信をもとに判断すると、市場法理 $\parallel$ 平等な横と横の関係・統制法理 $\parallel$ 上と下の関係すなわち命令と服従の関係であるのに対し、どちらにも入らず残るものを共同体法理とされているようである。親と子の関係や、友に対する行為などがこれに入るらしい。これによって、共同体法理というものが市場法理・統制法理に先立つ前段階的なものではなく、これらと並立されるべき独立のものとして扱われていることはよくわかった。そういう意味では、今私が鈴木氏の二分類に対して提出した疑問と同じところに立っているともいえる。しかし、共同体法理というのが具体的なし積極的などのような内容をもったものなのか、世界に存する法が安田氏の考えられるような三分類で適切に分けうるのかどうかについて、いまだよくわからずにいる（本稿・一一参照）。

そういうことで、狩猟・採集人の精神構造みたいなものをもう少し具体的にしりたいと思ったとき、以前読んだ「イメージと人間」<sup>⑫</sup>という本を思い出した。この本を再読したときにとったノートを今みてみると、ハツアピ族という狩猟・採集民にロールシャハテストをしてみたら幼児型の結果が得られたとある。ロールシャハテストは、よく知られているように、インクをたらしてできた図版が何にみえるかをテストを受けるものについてもらう方式である。幼児型というのは、この図版をみて、部分部分のおもいつきが多く、全体がどうだこうだというのがない、同じ部分について似たよ

うな思いつきが自由連想的につながる、思いつきの区切りがハッキリしていない、といったような特徴をもっているのだそうである。成人型はこの裏がえしと思えばよいだろう。幼児型の場合、特異点だけが明瞭で、輪かくとして閉じていない知覚がもたれている。この輪かくがさらにボケると、輪かくも、部分的に示すべき点もなく、広がりだけがある、いつてみればただ「在る」という実感みたいなものになる。それは赤ちゃんが母親の肌にくっついているような知覚であるという。

それから又、成人型も二つのタイプに分けられる、というのが面白い。欧米にみられるD型というのと、日本にみられるW型に分けられる。D型の方は、即物的・実際の・行動的・機敏・浅薄・自己中心的といった特徴を、W型の方は非分析的・観念的・受動的・ゆっくりと問題をながめる・社会中心性・忍耐性・抑うつ、といった特徴を示すそうである。さらにタイなどではD型とW型との中間を示すとか。

私は、自分でロールシャハテストをためしたことがないのでよくわからない点も多いのであるが、述べられている内容を大変興味深く感じたので敢えてここに書きとめてみた。

- (7) 鈴木秀夫「氷河時代」 講談社現代新書 一九七五年
- (8) 同「風土の構造」 大明堂 一九七五年
- (9) 鈴木秀夫・山本武夫「気候と文明・気候と歴史」 朝倉書店 一九七八年
- (10) 石田英一郎・上山春平・江上波夫・増田義郎「日本人の好奇心とエネルギーの源泉（座談会）」——  
梅棹忠夫・多田道太郎（編）「論集・日本文化1——日本文化の構造」 講談社現代新書 一九七二年 所収

- (11) 安田信之「アジア法の3類型——固有法・移入法・發展法——」アジア經濟二二卷一〇号 一九八一年一〇月
- (12) 藤岡喜愛「イメージと人間 精神人類学の視野」日本放送出版協会 一九七四年

#### 四 「技術大国アメリカの凋落」<sup>(13)</sup>

夏休みのはじまる一ヶ月位前の段階では、まだ、今年度どの地域をとりあげるかきまっていなかった(沖縄大学では七月のはじめから夏休みに入る。中国をみてみたいという気持がかなり強く、その方面の文献集めを実際にやりはじめてみたのであるが、非常に手ごわいというか、確かな像をつくるには十分な準備が必要だと感じ始めた。文献が多い割には頼れそうなものに出あわない、という印象も残っている。

その他種々の事情も重なり、結局、まずはアメリカというところにおちついた。そして夏休み直前の講義で、その序論というようなつもりで「技術大国アメリカの凋落」という本を紹介した。この本<sup>(14)</sup>のことは鈴木氏の講演録によつてした。

私なりにこの本に書かれている内容を要約してみると、現在、基幹的な大企業は多く成熟企業となり、全く新しい技術をうみ出していくことではなく、すでに発見されている技術を現実に物をつくる作業に応用していくこと(エンジン・アリング)こそが肝要になっている。にもかかわらず、アメリカにおいてはこのエンジン・アリングを開発していくのに望ましい条件が欠けていて、物を上手につくれなくなってしまったのだ、ということになる。そしてそれが基幹的な大企業であるが故に、経済的な影響も大きいわけである。これに対し、日本は、このエンジン・アリングを得意とするが故に大いに伸びた。エンジン・アリングは、地味であり、経験の積みかさねがある。従つて時間も長くかかる。直観にも

とづく突破とは対照的である。このようなエンジニアリングを伸ばしていくのに適当な組織を考えると、人が転々と動かないことが肝腎であろう。動いても、ちゃんと成果が繋がっていくようであればならない。アメリカ的な技術開発とは、成功によって解散するプロジェクト方式であるとされる。この方式は目標が明確である点に特徴がある。従って、成功・不成功も短期間にはつきりと出る。こういう技術開発の方式自体に問題があるだけでなく、企業全体がエンジニアリング向きにできていない。それを、企業組織面からみると、先に述べた専門化ということがうかがいあがる。職務の分担・定義がはっきりしていて、職務は細分化されている。企業内において各人は各人の立場で働くのである。そうすると、各人の立場では不必要ないし隠すべき情報は、企業全体の見地からはいかに重要なものであっても捨てられる。情報の流通が悪くなって組織は硬直化する。現在アメリカの大企業では、下級者は絶対といっていい位上級者に反論せず、情報や指令は上から下へのみ流れ、下から上へは絶対に伝わらない、といったいわば度を越した忠誠がみられるという。そして、そういう企業のトップにいる者は技術のわからない、「経営」の専門家である。トップも、トップなりの利害得失で判断し行動する。具体的には、短期的にはなばなしの成果をあげることが至上命令となり、長期的観点が入りようがない。当然、エンジニアリングも崩壊する。このような組織を支える諸個人の特性はというと、個性が「つよい」というよりは、唯我独尊的なものらしい。ここにおいてはなにより自己宣伝がものをいう。上に認められることが重要であり、そのためには、よい仕事をするより、よい仕事をしていると宣伝することが重要である。そのような自己宣伝の極が政治の世界にみられるとされる。アメリカの大統領で一貫した政策のあるものなどあったためしがない。あるのはただ自分のことをタナにあげて相手を攻撃することだと。

アメリカのキーワードは「自由」であると思っていたのだが、そういう自由な人達がつくる組織はこういうものなの



か。どうみても不自由な組織としかみえない。あるいはこれは「自由な組織」の墮落形態であって、本来はそういうものではないのか。

このような形で「自由」というもののありようを示されると私など考えこんでしまう。流れる石に苔むさず、ということわざがアメリカではいい意味に使われているということ所高校のころして以来、意識的に動くようにしてきた面がある。動きさえすれば生き生きしておれると短絡した面がある。それではいけないこともある、という一面をこの本によつてつきつけられた。たとえば早い話が、この法人類学にしてみてもちよつと錯誤があつた。私のやっていることは世界各地の法を比較検討し、相互の脈絡をつけることである。誰がみても当然時間のかかる仕事である。息長くやるしかないだろう。事実、そういうものでしょうという趣旨の意見というか感想をもらつたこともある。ところが私自身の気持としては短期決戦のつもりであつた。短期決戦の結果、右のような意味でのことがなしうるといふ見込みは勿論なく、「まえがき」にかいたようにいづれつぶれるだろうから、という意味での短期決戦のつもりであつた。ところが二年、三年と続いてつぶれそうにないものだから、気分的にはむしろ困惑してしまつた。タメ息をつきながら、大変なことをやりはじめてしまつたと後悔もした。あまり後悔などしない方なのだが。かくして心がまえをかえるしかないのではないかと色々考えはじめたときにこの本にぶつかったというわけだ。ゆつたりとしたことに味をみつけてもいいではないか。そうすると今までのようなスタイルでは進んでいかないかもしれない。それでもいいのではないか。

エンジニアリングというのは先に出たことばでいうと職人芸みみたいな性格のものと思われる。とすると、これは「森林の思考」タイプのものになる。たとえば日本の学問を森林タイプのものとするれば、日本式の学問に転向する、ということになるのだろうか、私の右の気持は。

(13) 川合幹雄「技術大国アメリカの凋落」 日経新書 一九八一年

(14) 鈴木秀夫「民族移動の流れの中で」 — 「東京大学公開講座 世界と日本」

東京大学出版会 一九八三年 所収

## 五 「公と私」<sup>(15)</sup>

以上のようなことを考えていた頃にたまたま那覇の本屋でこの本をみつけて読んだ。

公と私に関してこの本で述べられている二つの考えは、鈴木氏の森林の思考・砂漠の思考という分類にうまく接合するように思われた。

この本において三戸氏の立場は集団構成員のあり方から二つのタイプに分類している。集団を構成するものが自律的な個人か、それとも他律的な個人かで分けるのである。前者が欧米型ということになり、基本的な単位はあくまで個人である。プライベートの尊重が基本で、パブリックは補完。集団は個人をつくるもの。これに対して、他律的な個人により構成される集団はどういうものになるかという点、集団の方が基本的な単位になる。個人というのはその集団の中の個であり、個は個として独立してあるものではない。このようにして公と私の関係ができるが、公といい、私といっても、その内容は中国と日本とでは本来ちがう内容のものだったし、今もちがうようである。日本においては、公をおおやけ(「大家」「大宅」とよむことからわかるように)、天皇をトップにおく氏族集団を頭において形成されたものだという。主人⇨上位者が公であり、従者⇨下位者が私である。重層構造の組織の中間にいる者は、上位者に対しては私であるが、下位者に対しては公であり、公・私は相対的にきまるものである。公が基本的なものとされる結果、私の方に、

ねじけたとかよこしまなどかの意味が付随してくる。そして、このような文脈の中で滅私奉公ということばも理解される。ただ、滅私奉公は、上位者が下位者にむかっていうべき言葉ではなく、上位者が公明正大で、かたよりにくく恩愛・仁愛のかぎりを尽すときに下位者の方からおのずから出てくる行為のだとされる。上位の方からこれを叫ぶときは必ずそこに政治的なものが働いていると。つまり滅私奉公にも美しい世界と、墮落形態があるということ、うまくいっているかどうかということとは直接には関係はない。これがうまく働くとき、組織はきわめて能率的なものとなるばかりか、「民主的」なものともなりうるだろう。それを、会社の中での具体的な例によって考えたとき一番印象的と思われたのは大部屋制だった。大部屋制でうまくいっている場合を考えると、互いに前後左右の人の仕事を意識しつつ、相互にすきまのない仕事をするということで、うまくいかなければただちに関係者間で、タテ・ヨコ・ナナメどの方向にであれ調整が図られる。非常に能率的だ。

ホンダ技研という会社のことこの本ではじめて具体的に示した。大部屋重役室のことが述べられている。社長・副社長・専務・取締役計一四名が一部屋で一緒にやるといって「日本的」という感じだが、この本に述べられていることからすれば又きわめて日本的でないと思われる。じゃ、アメリカ式なのかというと、たしかに個を大切に、個なくして全はないということのようであるからそのようでもあるが、前にみたようなアメリカの大企業の組織とは全然ちがうものようである。今再読してみた感じでは「よい仕事」をすることが中心テーマのように思われる。重役室を大部屋にするのは、重役の仕事がゼネラリストとしての仕事だからである。技術者については技術者として又正当に評価しなければならぬということとその方策を考え、エキスパートの育成をはかる。基本的にはこのように各人が「よい仕事」、創意と工夫に満ちた仕事をすることを目標とする以上、他律的ではない自律的な個人を指向するものといわざるをえな

いであろう。運営方針の第六に「常に正義を味方とすること」とあったそうで、しかし、その項は現在は削られてしまっているという。思わずうなってしまう。

以上、内容紹介のような形で述べてみた。公と私というテーマ自体が私の一番の関心事であるということに熱を入れて読んだが、この本には、このほか色々考えさせられ、感心させられることが多かった。たとえば、この本は、旅行をきっかけに、そのときやったこと・考えたことを述べていくという形をとっているのだが、面白い観察が多いと思った。ナザレは猫の多い町だ、などというところが妙に頭に残っている。面白いだけでなく、万事正直に述べられているとも感じた。

(15) 三戸公「公と私」 未来社 一九七六年

## 六 アメリカを動いてみたら

アメリカにいったのははじめてではない。ラテンアメリカを五年ほど前に旅行したとき、往復ともロサンゼルスを経由した。このときアメリカにはほとんど何の関心もなかった。当時エマソンとか、ヘンリー・ミラーとかの著作家の愛読者ではあったが、アメリカそのものに対する興味は貧しかった。おまけに入国の際非紳士的な扱いをうけたので、再びアメリカにやってくる必要があるとは思ってもいなかった。アメリカについての知識もむしろ自覚的に入れまいとしていた。それまでに読んだ本といえば本多勝二「アメリカ合州国」位であり、アメリカの主流をなす人々を正面から扱ったものは読んだことがなかったといっよ（なおこの本に関連して、United States of America という国名の訳し方は私も本多氏のように「アメリカ合衆国」ではなく「アメリカ合州国」とするのがいいと思うが、略するときは、「合州

「国」よりは「アメリカ」の方がよいと思うのでこの用法に従う。

こういうわけで、たとえば、ハワイでの入国手続をおえたあと空港の待合室で、日本人学生から、「アメリカのまちは見物したって面白くないですよ」といわれたその意味もよくわからなかった。アメリカのまちは危険であることは知っていたが、面白くないというのはよくわからなかった。どのように面白くないのか。

それはバスでアメリカを動きはじめるとすぐに納得できた。私はアメリカを見にきたのである、というので昼間移動するところがけた。夜行の方が宿代が浮いて経済的であるのは当然だが、敢えて昼間動いてアメリカを見ようとした。ところがこのように動くと、何というか、普通の人々にはあえなくなるのですね。夕方宿泊地につくと、バスターミナルというのは通常ダウンタウンにあつて、その周辺はもうガランとしている。皆さん郊外に帰ってしまったあとである。残っているのはパツとしない？人々ばかり。歩くのが危険だとかいうことより、活気がなくて歩く気にならない。第一、食事のできそうな店が早々に閉じてしまう。かといって昼間バスの窓から眺めていてもこれ又人の姿をみかけない。家やオフィスの中か、外に出ても車。人のいない景色が続く。バスの中に人はいるのだが、これも通常なごやかで心暖まるというにほど遠い。たとえばペルーの山道など、道というより石の塊の中を進んでいくという感じであるのに、二日、三日と続けて乗ってもそれほど疲労を感じない。何か心を楽しませてくれるものがある。これに比べると、アメリカのフリーウエーは本当に立派なものだし、バスも冷房がききすぎるほかは申し分ない。にもかかわらず、六時間か七時間でどうしようもなく疲れる。

疲れるのは移動中だけではない。ホテル内においても何となくこわい感じがする。治安のことじゃなく、まさに、防犯のためにがっちりロックすること自体におそろしさを感じる。頑丈な鍵のかかっていることがサービスのよさなのか。

私などには逆に思われる。ホテル自体の出入りをきちんとやってくれるのはいいが、ホテル内では扉を半開きにしても大丈夫のようにしてほしい。実際、そのようにして安宿にとまるのが多かったのですね、他の国々では。そんなに危いのか、そうだとするとそれは何故なのか、そんなに暑くもないのに冷房のために窓を完全にしまってしまうときにもやはりおそろしさと、バカバカしさのようなものを感じた。アメリカの高層ビルは文字通りピツカピカに光ったのが最近の流行のようである。窓の中がみえず、むしろ反射して、鏡のようになる。きれいだなあと思わず感じるのだが、何度もそういうのを眺めているうちに寒々としてくるのである。

人間に対しても同様のものを感じた。バスの休憩時間のときこんなことがあった。トイレにいくと、どういうわけか壁が、男用は桃色、女用は黄緑色なのである。アレツと思つてつい女用の方に首をつっこみそうになったところで、ギョツと首ねっこをつかまれて男用の方へとひきずりこまれた。ふりかえるとでっかい白人の男で、特別に感情のこもつた顔はしておらず奥の方へいつてしまった。しかしこちらは本当に命のちぢまる思いがした。同時に、ねずみか何か小動物にでもなつた感じになる。人に親しみを感ずるなんてことが段々へんに思われてくる。そういうことにも関係があるろうか、アメリカでは物乞いされるとたいにがしかめぐんだ。これも私の旅行歴の中ではじめてのことである。クオーター一枚では食べ物代にならないと文句をいわれ、一ドル札を改めて渡したこともある。それが楽しいふんいきになれはいいのだが、寒々としてくるばかりだ。こんなところで乞食になる人の不運を思わずにはいられなかった。注意していないと私も同様になりかねない。

こういう状況を風土と直接関連づけるのはおかしい。風土がどうこういうなら、まずアメリカ・インディアンと呼ばれる人達がどういふ人々かをみるべきである。現在でも、アメリカとメキシコの国境地帯にいつてみればわかる。アメ

リカは明らかにメキシコとちがう。すべてがかわる感じである。もつとも法的な国境線と、実際の国境線というか、民族境線は必ずしも一致していない。エルパソなど半分はメキシコとかわらない。そして朝早く、国境をこえて、メキシコ人がアメリカ側に勤めにやってくる。アメリカ側ではパスポートをみるが、メキシコ側ではみない。双方とも入国時に若干の通行料を徴収する。話がずれたが、とにかく「アメリカらしさ」というのは、これはつくられたものであるといわざるをえない。もちろん人がつくったのであり、そういう意味で論理の産物といってもよい。私のみた都市のありようはいわゆる都市の荒廃といわれるものだったわけであるが、この都市の荒廃というのも人々が望んでやったことの結果なのである。ただ、人々といってもすべての人々ではなくて、当然それは主流の人々である。WASPといわれ、中産階級を構成する人々がこれにあたるらしい。私はこういった人々にはほとんど親密に接触できなかった。如何に批判的な立場をとるにせよ、とにかくこれらの人々のありようがわからないのでは話が始まらない。この部分は文献で補うしかなくあった。このような目的をもって読んでみて役立ったものとして、「仕事ノ」<sup>17</sup>と「三面記事のアメリカ」<sup>18</sup>の二つをあげておきたい。

(16) 本多勝一「アメリカ合州国」朝日新聞社 一九七〇年

(17) スタッズ ターケル「仕事！」晶文社 一九八三年

(18) 千野境子「三面記事のアメリカ」潮出版社 一九八三年

## 七 「比較文明社会論」<sup>19</sup>

法人類学の講義に役立ちそうな本は本屋のどこにあるかよくわからない。東京などの大きな本屋だと、人類学コーナー

が独立につくられていることもあるが、むしろこういう場所には少ない。ということ、何階もあるような本屋だとそれこそかけずりまわることになる。こういうふうだから、見おとしたのではないかとときに不安になることもないではないが、そのあたりは運の強さを信じるしかあるまいとも思う。この「比較文明社会論」という本は、夏休みのおわりに沖繩へ帰る直前、丸善の本店でみつけた。社会学のコーナーにあったと思う。買った理由は題名と、それから、きれいな装いでいひかれたこと、まあそういったあたりである。この題名に書いてあるようなことをまさに私はやりたかったのである。副題が「クラン・カスト・クラブ・家元」となっていることからわかるように、中国・インド・アメリカ・日本を比較したものである。このうち、インドの典型的第二次集団としてカストがあげられていることには疑問を感じた（カストについてはI・一〇で述べた）。後になってこの本を全部読んでみたら、私の誤解で、私の意見とこの著者の意見はカスト制度の評価については基本的には全く同様であることがわかった（ただし、インドの社会構造全体についても一度考えてみる必要をこの本を読んで感じた）のであるが、この本を買ったときはそういう誤解の故に、内容は信用できないのではないか、しかしすてきな題名を考える人もいるものだ、と思いつつ勘定をすませたのだ。これもあとになってわかったことだが、「比較文明社会論」という題名を考えだしたのは翻訳者（作田啓一・浜口恵俊の両氏）だそうで、大変興味深く感じたのだった。

このように、いきあたりばったりみつけた本であるけれど、実はこの本のこととはもうしていたはずなのである。というのも、「公と私」に引用されている（同書三四―五頁）。契約ということばに対応して縁約ということばを説明した部分である。この部分を、「公と私」で読んだときは誤解していたことに気づいた。というのも、契約―縁約とならべるとこれらが相互に反対の意味をもっているかのごとき錯覚をおこすのである。もとの出所の前後を通読すると、反



対語として提示されているのではないことがよくわかる。縁約というのは、いわば、「縁」と契約とをつないだ、中間的なものであるということである。契約の反対はというなら、「縁」ということになる。

「公と私」に引用されているのに気づいたのはずっと後になってからのことで、買って来た当初はそもそも一ページも読まないこともありうると考えていた。なにしろ分量が多いのだ。アメリカについてどのように講義をやっていくのか、そのメドもついていないのにこんな本をゆっくり読んでいくわけにはいかないという心境だった。ところが、この本のうちでアメリカを扱ったところは、直接には一章しかない。一章だけなら、と軽い気持ちで読んでみたらこれが面白かった。この本の全体のわく組をしりたくなり、はじめから読み始め、あとはほとんど一気に読み通してしまった。

アメリカのところを読んで感じた魅力は、ここで提示されているわく組が長期的な変化に耐えるもののような点である。アフリカも変化のはやいところだが、別の意味でアメリカも又変化のはやいところのようである。実際、アメリカ関係の本を少しずつ読み進んでいってつくづく感じたのだが、一〇年前の本だと使いものにならないという感じ。つねに最先端をいっていないと乗り遅れる。最初はこの最先端をさぐりあててみよいかという色気を出しましたが、沖繩という場所を考えると、面倒くさくてやりきれない。私の趣味にもあわない。そこで、一応、どの本に書かれている内容も信用することにして、それらのうちにみられる差異の部分よりは共通している部分を抽出しようと作戦をたてたのである。そうなると、新しいということとはそれほど必要ではなくなる。むしろ、ふるい方がよい。時代の変化に耐えて生きのこったものだとということになるわけだから。本書の原書は、日本関係の部分が一九七〇年、それ以外が一九六三年にできている。翻訳版でさえ、一九七一年に初版がでているので右の条件にかなうだろう。

こういう時間的なことでなく、内容的な面からみて包容力のある理論たらしめている概念の例として「同調」があげ

られよう。

シュー氏はアメリカの出発点は自己依拠であるとされる。それは個人が中心になるということで、家族の中においてさえその傾向がみられる。タテにもヨコにも最大限に分断された個人というものが万事の出発点になるわけである。ところで、たとえば、きわめてよく知られているリースマン氏の考えだと、アメリカの現状はむしろこの逆ともいわれる。内部指向型から他人指向型への変化というふうにいわれている。しかし、シュー氏の意見では、他人指向型とみえる行動様式があらわれるのも実は自己依拠性が強ければこそだという。激しい競争が一般的だと、その競争に負けることに對する恐れも強くなる。この場合、防衛的な動機にもとづき行われるのが同調だとされる。同調というのは要するに人に遅れをとらない、ということだと理解される(二一七頁以下)。先にあげた組織内における度のすぎた忠誠などこの文脈で読めばよくわかる。

本書の内容でアメリカ関係のところは次節以下にまわし、又、中国・インド・日本関係についての内容の吟味も別の機会に譲り、ここでは本書を読んで得られた一般的な感想と、方法論に関する事柄を若干書きとめておきたい。

まず一般的な感想として、この本を全体として信頼感に満ちたものとしてしているのは著者の判断の現実性であろうと思ふ。経歴を参照すると様々な経験を積んできた方で、その経験が一つ一つ生きているのだろう。日本語版への序文の末尾に、「自己自身を、広範でかつ全体にわたる哲理や国民的傾向に関してだけではなく、また、それぞれに自己自身の欲求と不安と抱負をもった個人として理解」するの役に立ちたいとあるのには、みすかされたように感じた。

方法論的には、特定の事柄を個別的に扱わずに全体の中の部分としてみることに、そしてこの全体と全体とを比較するという接近方法を妥当なものと感じた。そもそも、人類学の特色の一つとして全体的な観察ということがあげられるこ

とが多い。一つの村に住みこんでそこで生起することを「全体的」に観察する。それはそれで結構だと思ふし、意味もあると思うのだが、全体的ということを用いるのであれば、いわば規模における全体性ということも考慮に入れられねばならないだろう。その点を抜きにした報告では意味がない。それでいいというなら、人類学はいつになつても骨とう趣味のものから抜け出せないのではないか。私自身ちゃんとしたフィールドワークをやつたことがないのであまり説得力がないかもしれないが、たとえば、今西錦司氏も、方法論がしっかりしていないと生産的な学問はできないとされ、具体的な方法論として、個人プレーからチームプレーへ転換すべきことを提唱しておられる。<sup>②</sup>

こういうこととの関連で、たとえば、なぜ家族のことを調べるのか、ということも明らかになる（シュール氏は個人のことからは出発されない。それが今西氏などの立場（Ⅰ・Ⅱ参照）と考えあわせて興味深く思われる）。家族は家族としてのみ意味づけられるのではないということ。とすれば、結局は全体社会との関連においてしか意味づけができないであろう。家族論が同時に国家論ともなりうる所以である。そして、全体社会そのものも又、そのみでは特徴づけられない、ということを強調すれば、結局は世界の中での全体社会の把握が不可欠になる。世界論としての見通しを欠いた論はその意味で意味がないともいわれうる。そしてこの世界はわれわれには与えられたものでしかないということだ。その先は立場の問題となる。従つて又、立場抜ききの学問などというのも、本当の意味ではありえないのではないかと思われるわけである。客観性というものは右の意味で常にカッコつきのものであるということになる。

本書は純個人的にも衝撃があつた。たとえば、「成功」の意味づけなどの部分はそうである。この本を読んで、私の生活における無意識の部分の大きさを思いしつた。現実感覚は繊細さと両立しうるものなのだとということはこの本は遺憾なく示している。

(19) F L K シュー「比較文明社会論 クラン・カスト・クラブ・家元」 培風館 一九七一年

(20) D リースマン「孤独な群衆」 みすず書房 一九六四年

(21) 今西錦司「人類の周辺」 一五七頁以下 筑摩書房 一九八一年

## 八 アメリカの社会組織

### 1 家族

名著は必ずしも講義向きではない。シュー氏のわく組をもとにしてまずアメリカの社会組織の特徴をあげ、それをもとにアメリカ法の特徴をあげるといふ順に進もうとしたのだが、しよっぱなからつまずいた。なにしろ、アメリカの家族、しかも主流をなす中産階級の家族についての経験的知識がほとんどない。ひとまず、具体的なありようをしる、ということ、「アメリカの家族・日本の家族」<sup>22)</sup>という本を選び出した。これも一九六九年出版の本であり、最近の激動がおこる前の段階のアメリカの家族のありようをみておきたいということだったのである。内容的にはシュー氏のわく組ときめてうまく接合するように思われる。

アメリカの家族の第一の特色は夫婦本位だということだといふところで両書とも一致する。シュー氏の表現では、夫妻の関係は排他的かつ非連続たることを特徴とするといふ。排他的とは第三者のヨコからの介入を許さぬこと、非連続とは父―息子の関係のようなタテの線を切ることをいう。夫婦本位ということはしかし、二通りに解釈が可能である。文字通り夫婦が一体となる、という一体性の強調が一つ、もう一つの解釈は、夫婦というのほもととは他人なのである、つまり意志による選択の結果人工的に一緒になったものであり、それはむしろ契約に近いものだという見方。

意志による選択ではあるにしても、損得抜きを選択であることが結婚の前段階としての恋愛の特徴とされている。生活の中で夫婦そろってなされる事柄（パーティー等）が多いのもよく知られている。しかし、アメリカにおける支配的な流れは後者の解釈、つまり夫婦も他人なのだという側面の強調に向っているようである。そして、夫婦関係がモデルとなるので、親子関係すらも擬似契約的なものとなる。子はいつかは親になるべきものであるが、それは連続しているのではなく乗りこえるべき一線がひかれている。乗りこえるまでのいわば暫定的な関係ということなのだろうか、親子関係も。

こういうふうに見てみると、最近における家族関係の変化といわれているものは、変化というよりは、右のよな基本構造により忠実になったのだといった方があたっているように思う。我妻洋氏の論文に<sup>23</sup>あげられている数字をもとにして考えてみると、もうもとはもどらないだろうはつきりとした変化がみられる。女性労働の一般化はそのうちでもきわだつて明らかである。逆の方面からいえばこれは、専業主婦業への蔑視である。専業主婦のことをジャスト・ア・ハウスワイフというのだそうだ。ということは、一九四〇年代後半から一九六〇年代に広がったアメリカン・ホームの理想像が実は男尊女卑の考えに裏うちされたものであった、ということに気づいた女たちが、自分たちも男たちと同じようでありたいと主張しはじめたことの結果である。自己主張する妻たちの不満が離婚率上昇のおそらく一番大きな原因であろうと思われる。夫婦本位ということ、夫と妻との一体化側面ではなく対等な条件の下で合意が成立してはじめて結合に至る偶然的なものだという側面に力点をおいて考えれば、右のような変化はむしろ原則に忠実である。シュー氏の出発点が自己依拠となっているのはこの意味で全く正しかったということになろう。アメリカにおいては離婚率の上昇とともに、再婚率の高い事実もよく指摘される。連続的複婚という表現もみかける。<sup>24</sup>けれども右に述べ

たことから考えると、アメリカにおいては個人への分解傾向がきわめて強くて、一体的な夫婦であるということも自然には実現できそうにない。むしろ一人でくらす方が自然ともみえる。そうすると、結婚にこだわるといことは、それが理想だからではなく、まさにこのように徹底的に分断されている個人が孤独から逃避するための手段たりうるからではないかと思われる。

アメリカの家族法上の問題については米倉明氏の「アメリカの家族」<sup>25</sup>という本にお世話になった。ルポルタージュ風の接近が成功している。もっとも、米倉氏位執念深くやらないと内容の濃いものではないだろう。というわけで、私にとってはマネする本ではなくてあくまで読んで楽しむ本である。講義で取上げたのはこの本のうち、離婚と養子制度に関連する部分である。

離婚については、スウエーデンと同じ方向に向っていると思った。たとえば別れた配偶者に対する扶養料の支払を命じるケースは非常に少ないといい、州によってはそもそも扶養料の支払を認めないところもあるそうであるが、これなどスウエーデンと非常によく似ている（I・一二参照）。

離婚の際にのみ問題になるのではないが、子の監護者決定の基準についての論争も興味深い。この点については、フランク・E・A・サンダー氏の講演も役に立った。<sup>26</sup> 論争では表面的には、子のベスト・インタレストということがいわれ、ではそのベスト・インタレストとは何なのか、何であるべきなのかというふう論じられているようである。しかし、サンダー氏のように、簡単に原則の立つ事柄とは思えない。我々が外からこれを観察し比較する場合は、やはり、親の別れ方と別れた後の状態をよく考えることが肝要と思う。監護権のない親にも訪問権を認めるのが普通であるだけでなく、更に、最近では共同監護権なるものの可能性が論議されるときくと、私など、これで別れたといえるのか、

こんなことができるなら離婚なんてしなくてすみそうなものだと考えてしまう（日本においては以前は離婚することを離縁するというふう<sup>27</sup>に世間ではいつていたと思う）。まず第一に、個々人の立場というのが私的な場において（「私的な場なのに」か「私的な場なので」か？）如何に強い<sup>27</sup>か、第二に別れることがどの程度当りまえのことと考えられているか（当りまえなら、別れても断絶を意味するとは限らない）、これを考えねばならないと思う。日本での面接交渉権の先例に関する明山和夫氏の解説<sup>27</sup>を読んでもそのことを強く感じた。

養子制度については、私自身は、「私はだから生まれたの」という新聞記事<sup>28</sup>を読んで以来興味をもつようになった。制度全般については石川氏の二つの論文<sup>29</sup>を参照したが、一番興味を持ったのは右の、実親さがしの問題である。状況が日本と対照的である。アメリカでは養子縁組が成立すると新しい出生証明書がつくられ、従来のそれは封印される。そして出生証明書からは養子と実子の区別はつかない。しかし、実際問題としては、養子は養子であることを割合早くから知らされるのが一般的<sup>30</sup>のようである。日本の場合は戸籍上養子とわかるが、養子であるということは可能な限り隠されるのが一般的と思われる。右の封印された書類をめぐって開示を求める運動がなされてきていて、その状況が前記の新聞記事に取り上げてあったのである。

制度が全くちがうので、それだけでも養子の問題は面白いが、考えてみて今もよくわからないのは、なぜ養子という制度がアメリカで愛用されるのかということである。「子のための養子制度」というのがタテマエ論であり、実際は相<sup>31</sup>当にちがった感じのものではないかと文献を読んで感じた。養親にとって養子がどういう意味があるのかがよくわからない。老後<sup>32</sup>を期待するなどということは一般的でない、とすると育てること自体が楽しみなのか。ということになるとベツトみたいなものなのであるか。取扱いに手間がかかるだけ、より一層楽しみも大きいというわけか。

- (22) 増田光吉「アメリカの家族・日本の家族」 日本放送出版協会 一九六九年
- (23) 我妻洋 「アメリカの家族」―原ひろ子(編)「現代のエスプリ別冊 家族とは、家庭とは ③ 諸文化と家族」 至文堂 一九八三年 所収
- (24) 吉川裕子「アメリカン・ウーマン」一五二頁 講談社現代新書 一九七九年
- (25) 米倉明 「アメリカの家族」 有斐閣 一九八二年
- (26) フランク E A サンダー「子の監護権―アメリカ家族法の現状」 ジュリスト七八二号 一九八三年
- (27) 明山和夫「親権を行わない親の面接交渉権」 別冊ジュリスト六六号(「家族法判例百選 第三版」) 一九八〇年
- (28) 「米国の養子制度―私はだから生まれたの」 朝日新聞(東京版) 一九八三年四月二四日
- (29) 石川稔 「アメリカにおける親子法の最近の動向」 ジュリスト六〇二号 一九七五年 及び、同「アメリカ養子法」 ジュリスト七八四号 一九八三年

## 2 クラブ

家族内においてもタテの線が切れるようになって、子供は子供、大人は大人でそれぞれ社会に通じるルートをもっている。その中間の青年層もこういう構造だと独立した世代と認められやすい。同輩が集まるといのが集団の原型タイプであることがわかる。かくしてたくさんの任意的ないし自由な結社(クラブ)が形成され、このクラブがアメリカにおける典型的な第二次集団であるとされるのである。



家族と同様クラブについても体験的な知識が欠けているので、やはり適当な本で補う必要を感じた。直接この目的のために利用した本は二冊である。

一つは、「アメリカの秘密結社」<sup>30</sup>である。ワシントンの桜の木の話が史実として述べられているところなど若干疑問を感じたが、研究の着眼点は大変面白い。文明社会だというのでアメリカの結社をアフリカなどのそれとは区別するということをせずに、同類なのだという立場で接近している。アフリカの文献を読んだところはたしかに随所に秘密結社の記述がみられたが、何故、こんなに秘密結社が結成されるのか、納得できる形で説明できるところまでいかなかった。実際、現在、アフリカはもう一度やり直さねばならないと感じはじめている。まだよくわかったとはいえない。

アメリカの場合、結社がひんばんに結成された理由として二系統のものがあげられる。一つは「新大陸」であったという事実にもとづくもの。開拓するにあたり、団結の必要が大きかった。又、後になって移民が大量に入ったときは移民の救済・相互扶助ないし民族主義的な目的にもとづいてやはり結社がつくられている。もう一つは、WASPの中核を形成したイギリス人の党派性・排他性・秘密性といった性格である。双方が刺激しあう形で結社の利用へと駆りたてたものと考えられる。

クラブについて考えるうえで参考にしたもう一冊の本は「アメリカにおけるデモクラシー」<sup>31</sup>である。これによって社のひんばんな利用が当初からのものであることがはつきりする。明快で簡潔な文章は現在読んでみてもすばらしい。

以上の本を読んでみて、シュー氏のいうようにクラブがアメリカにおける典型的な第二次集団であることがよく納得できた。しかもこのクラブというのは、原理的にはいくらも大きくなりうるものであるから、このクラブ結成の原理が政治的な組織の結成原理と明瞭に関連づけられるだろうことも容易に推察されるものである。

しかし、シユー氏の本を読んでいて容易にはわからなかった部分がある。それは平等という概念の処理なのである。それを具体的に述べてみよう。

自己依拠を出発点にとると、世界は自己と非自己にわかれる。こういう観点から対人関係をみれば、恒久的な人間関係の欠如というふうの特徴づけられる。人間関係というものは、自己の自由な選択に従ってつくり、あるいはこわしていくものなのである。このような、恒久的な人間関係の欠如を補うアメリカ人の方法が人々の間の完全な平等なのだ。とシユー氏はいう。平等は自由な個人が関係を結ぶに際して、相互を最小限に制約する共通の基盤になるとされる。ところが相互に平等であるだけでは人間を相互に關係させ、社交・安全・地位への欲求を満足させるのに適当な方法を与えないので、ここにクラブが結成されることになるのだという(二〇八頁)。

このような説明だと、平等というのは決して究極的な理想ではないことがわかる。平等というのはいわばクラブを導出するための中間的な技術的原理にすぎないようにみえる。トクヴィル流の説明では平等とクラブの関連はより一層密接であるとはいえる。即ち、彼の説明に従えば、人々が平等であるということは個人が社会において何の影響力をもたぬということであり、何らかの影響力行使するためにはクラブを結成するか、ないしはクラブに加入することになるといのである。しかし、この説明でもやはり平等であることはそれ自体が目的とはいいいくいのではないだろうか。

平等な者がクラブをつくる、その目的は社会において影響力行使するためであった。クラブ結成の目標がこのようなものであれば、クラブ自体は排他的なものとなるのではないか。それだけでなく、シユー氏は、すべての大きなクラブには、その内部にたいいていより排他的な小さなクラブが結成される傾向があるとされる(二一六頁)。かくして、より

同質の仲間に分裂していく傾向をもつ。そしてこのようなクラブに同調者がくつつくわけである。ただ、中国やインドと比較してのアメリカの特徴は同調に対する反感も同時に存在することであるとされ、こちらはこちらで又別のクラブをつくっていく(二二〇頁以下)。シュー氏のいわれるような平等の存在は、こういったクラブの分裂や編成がえを可能にする前提条件ではあるう。しかし、平等も又、自由と並んでアメリカの最高の指導理念の一つである(現実になんが達成されているとは到底いえないことも認めたくえで)というふうに考えていたものとしては、肩すかしをくらったような印象を受けざるをえないのである(この点については後述九・4参照)。

(30) 綾部恒雄「アメリカの秘密結社」 中公新書 一九七〇年

(31) アレクシス ド トクヴィル「アメリカにおけるデモクラシー」 研究社 一九七二年

## 九 アメリカ法の特徴

### 1 地方自治

アメリカの社会組織の特徴をみたあとで法の特徴に移ったが、沖縄大学で英米法の講座が開講されていない関係もあって、最初に、アメリカ法の大わくを説明する必要があると感じた。私自身も大学で聴講して以来のことだし、アメリカ法のどこをとりあげるかをきめるうえでもこれは必要なことだった。このために利用させてもらったのが、「総合研究アメリカ・第四巻・平等と正義」<sup>⑩</sup>所収の川又良也氏の論文「アメリカ法の構造」である。アメリカ法の構造を、大陸法と対比しての英米法としての性格という面と、連邦と州との二元性という面の二方面から特色づけている。

このうち、連邦と州との二元性についてやっているうちに、クラブと関連づけていくうえでも、州よりもさらに下

のレベルにおける地方自治の制度をみてみなければならぬだろうと考えるようになった。シュー氏の考えで私がひっかかったのは前記のように平等の取扱いであり、これは民主制と密接に関連するものである。自由の概念についても、調べてみれば、私がこれまで教えられてきた内容と相当にズレていることが十分考えられるが、とりあえずの関心を、草の根といわれるアメリカの地方自治に集中させてみようとしたのである。具体的な予備知識はほとんどなかったのであるが、幸い、右にあげた本の中に、村松岐夫氏の「地方自治」という論文があるので、これを利用してもらった。私にははじめての内容が多くて理解に骨が折れた。ということは同時に、日本における地方自治の感覚とは相当に差があるということなのだろう。

わかりにくかった第一の点は、弱市長型と名づけられているタイプの自治体の存在である。このタイプの自治体の場合、長は実質的に飾りで、執行面も大部分議会が握っているのである。行政の最高機関はいくつかの分野に分けた委員会であり、各議員が委員長を兼任するというわけである。アメリカでは代表を選挙民の委任代理とみなす傾向が強く、そのため、議員の拘束も大きく、このタイプでは政治的な統合機能を果しにくいとされる。こういった弱点を補うべく修正をほどこしたタイプが多いが、この弱市長型のタイプは、アメリカの地方自治の伝統を最も良く表現していると思われる。

もう一つわかりにくかったのは地方自治体の種類である。州の下に、カウンティ・普通地方公共団体（市に相当するものらしい）・タウンとタウンシップ・学区・特別区が列挙されているが、相互の関係があまりよくわからない。今も十分にわかったといえない。基本的には、カウンティと、それ以外の、市町村に相当するものとわけられる<sup>85</sup>。カウンティは州の下請機関と思えばよいということで、大体において法務関係の行政の基礎単位である。これに対し、市町

村については、アメリカには市町村の存在しない地域がいくつもあるそうである。市町村と事実上呼ばれていても法人化していないものもある。そういう地域の行政はカウンティが行うことになる。

もう一つ、われわれのように市の中に町があるというふうに段階的になっているのではなく、並列的であるといわれる。市も町も村も独立したコミュニティである、とされるのである。<sup>34</sup>この、コミュニティということばにもさんざん頭を悩まされた。地域に結びついたクラブのようなものを考えればよいと思われる<sup>35</sup>(この本ではクラブに相当するものが(ボランタリー・)アンシェーションと呼ばれている)。

これらのわかりにくかった点がアメリカの地方自治の特色を表現している。弱市長型というのはより多くの住民が政治に参加できるような考えられたタイプであり、可能な限り住民が参加できることが地方自治の理念となっている。直接民主主義といい、あるいは参加民主主義という。

村松氏の論文においては、アメリカには実はもう一つの内在的政治原理があるとされ、それは代表主義であるとされる。そして、代表主義と比較しての直接民主主義の特色は前者が多様な主張の存在を前提し異なった主張同士との討論を重視するのに対して、後者は全成員の同質性を前提とするといわれる。これはまさにクラブと同質のものである。別の意見をもつものは別の自治体をつくればよい。同質的な市民よりなる小規模な自治体が自治の可能性を最大とする。それは好みに応じた多様な自治体をつくることの承認を意味する。それは分権的とも表現できようが、歴史的な事実をみてもまず中央があつたというより、まず地方があつたのであり、内容的にも、日本とちがい義務教育と警察とが自治体の本来的な仕事とされているのである。連邦・州と関連する事務はふえているが、上下の感覚はあまりないとされる。

このような自治体は一面非常に排他的な性格をもつ。これもクラブと同じである。それがあからさまに出たのが現在

の都市の荒廃だということになる。中産階級が郊外に抜け出して自治体をつくり、その自治体には事実上同類の者しか住めないような条例を制定してしまう。たとえば町の大部分を一戸建用住宅地域とするとマンションや団地・アパートは建たない。所有土地の最低面積をきめるとコマギレの小さな家の乱立は防止できる。といった具合で、このような土地利用方法の指定をゾーニングというのだそうである。このゾーニング<sup>36</sup>についての田中英夫氏の論文を読んで、やはりアメリカにおける平等の意義ということを変更して考えさせられたのであった。

- (32) 川又良也(編)「総合研究アメリカ第四卷 平等と正義」 研究社 一九七七年
- (33) 田中英夫「アメリカの社会と法」六三頁以下 東京大学出版会 一九七二年
- (34) 中川 剛「海洋型アジア文化の基層」一九六頁 勁草書房 一九八三年
- (35) 大森 彌「コミュニティ論の基本課題 — 交錯する二つのイメージ」 — 奥田道大・大森彌・越智昇・金子勇・梶田孝道「コミュニティの社会設計」 有斐閣 一九八二年 所収
- (36) 田中英夫「ゾーニングと法の前の平等」 — 芦部信喜・奥平康弘・橋本公亘(編)「アメリカ憲法の現代的展開 I 人権」 東京大学出版会 一九七八年 所収

## 2 当事者主義

連邦一州一地方自治と下におりてきたので、さらに私人の段階までおりてみたらどういう特徴がみられるであろうかと考えた。基本単位が個人ということから、法においても私人の役割が大きいだろうことは容易に推察できる。そのような文脈の中で、法の実現方法の面における特色をみてみた。

田中英夫氏の著書<sup>37)</sup>では、まず民事・刑事が峻別されていないとされる。民事上の救済手段にも法違反への制裁・法違反抑止機能を積極的に期待する。具体的には、損害額算定の弾力的取扱ひ・懲罰的損害賠償や二倍三倍賠償制度の存在・損害なき損害賠償制度の存在があげられる。逆に刑罰から道徳的非難をマイナスして、これを無過失の行為にも科するようにした犯罪もあるという。第二に、法の実現における私人の役割重視が指摘され、有名なクラス・アクションの制度も、より広く訴訟制度が利用されるようにということから工夫されたものと考えられるし、私人の訴訟・請求に対して行政機関も積極的に援助するし、それを可能にする制度もある。第三に、自力による権利の実現（自力救済・正当防衛）の範囲が広い。「実力」主義というよりは、法は個々人が実現していくものであるということだと思ふ。

以上のように、法実現の実際面における個人の役割の大きいことが認められる。このことからただちに、法の原型的なものが個人間の約束的なものから生じる、と判断するのは飛躍かもしれない。

ところが、ちょうどこのころ、「取引の社会」<sup>38)</sup>という本を偶然本屋でみつけた。まず目次をみてびっくりした。第一部が「事実と真実の間」となっている。その第三話が、「歴史の中の法原理―日本型実体的真実主義とアメリカ型当事者主義」となっている。私も四年前に一年間刑事訴訟法を講義したことがある。当事者主義ということばは様々な意味をこめて使用されるが、基本的には職権主義に対立する概念と考えられる。ところがこの本を読むと、右のような意味での当事者主義概念は実は日本式に定義されたものである。ということに気づかされる（七三頁）。当事者主義・職権主義の上位概念として日本型実体真実主義があり、そしてこの日本型実体真実主義に対するものとしてアメリカ型当事者主義が取り上げられる。日本型実体真実主義は裁判国事主義に支えられている。そして裁判によって正義を実現する、その内容の唯一ではないにしても不可欠の一段として「真実」がある。ことばのうえでは、この裁判国事主義と、（アメリカ型）

当事者主義とがうまく対応する。アメリカでは、裁判はまず国事ではなく、私的な闘争の代用物であり、自己の要求を貫くべく法廷でたたかうのだとされる（七一頁）。アメリカ的当事者主義のもとでは必ずしも「真実」に達しなくてもいい。不可欠なのは、裁判がフェアプレーといえるものであったかどうかということであるらしい。内容的には各当事者がそれぞれの言い分を満足に出して議論できたかということだろうし、手続的にはそれを担保するルールが守られたかということになる。具体的に何がフェアであるかでズレが生じうるにしても、こういうふうに当事者主義を表の面からみるとそれは日本においても望ましいことといえよう。だからこそ、当事者主義を「真実」発見に役立つものとして位置づけることも可能になる。しかし、これを裏からみると、当事者が自分で不利益なことを認めるならば、証拠上それが認められようがどうが、その通りに認定してかまわないということにもなるし、手続を守りさえしておればそれで十分であるということにもなりうる。この本は、このようにいわば裏からみた当事者主義が実は本来のアメリカ的当事者主義なので、<sup>39</sup> といっているように受けとめられる。現在アメリカでは、裁判によらず、被告人が有罪であることを自認する（証拠としての自白とは区別されて、主張自体に効力を認める）ことよって処理される事件はきわめて多く、かつ、その際に多く答弁取引が存在するとされ、有罪答弁は決して例外的な現象とはいえない。数のうえからはむしろ原則といっている位である。これは民事裁判では処分権主義としてわが国でも認められているわけであるが、アメリカでは刑事でもそれと同様の感覚になっている。右のような状況がアメリカにおいて、当事者主義にかなう健全な現象とされているかどうか疑問も感じるが、見方によれば原則に忠実な状態だということも可能かもしれない。しかし、「取引」のイメージと「法の支配」のイメージはどのようにつながるのか。これについてこの本の中に面白い見解をみつけたので、長いがそのまま引用しておきたい。



スウェーデンの高名な社会経済学者、グンナー・ミユルダールはその著『アメリカのディレンマ』の中で、アメリカ人の、アメリカ法は「自然法」に由来するものであるという信念は、いうまでもなくアメリカにおける「法の支配」を強化するものではあったが、またそれは同時にアメリカ人が自動的に、何も考えずに法律に従うことの妨げとなった。なぜならば各人は法令の正当性を各人が持つ自然法の理念に従って判断し、もし彼がある法令を正当でないと判断すれば、彼はこの法令に従わない自由を持つと考えるからである。しかもアメリカ人は、このアナキスティックな傾向と全く対照的な傾向、つまり人間の行動を専制的に形式的な法律という手段で規制しようとする、狂信的・教条的な初期ピューリタニズムの伝統を受けついできたと述べている。(一一七頁)

この本は初版が一九七四年に出ており、もう一〇年近くになる。各所で引用されてきたと思われるのに、これまでの本の存在にすら気づかずやってきたこと自体に私は驚いてしまった。

(37) 田中英夫「英米法叢書2 英米法総論下」第七章 東京大学出版会 一九八〇年

(38) 佐藤欣子「取引の社会」 中公新書 一九七四年

(39) ローク M リード・井上正仁・山室恵「アメリカの刑事手続——その法と実務(八)」ジュリスト七九六号

一九八三年

### 3 陪審制

陪審制については、どの概説書にも一応の説明はしてある。基本的にはこれは民主主義によって説明できるもので

ある。なお鈴木氏はこの陪審制を、「真実」はない、あるいは意見だけである、という立場にもとづくものと説明されている（注①の文献三三―四頁）。

陪審制の問題のうち最近とくに問題となっているものとして、その規模の問題及び全員一致であるべきかどうかというところの二点について、「最高裁の逆流」<sup>(4)</sup>の第五章「修正六条 陪審裁判」は興味深く論点を示してくれる。

規模の問題、即ち陪審員数については、その地域の意見を正しく代表しているといえるか、少数意見の代表も出ていくかということ、及び、たんなる割合が大切なのでなく、少数意見者の絶対数が評議・評決の際重要で、一二分の二と六分の一とは決して同じではないということ、この二点が重要であると思われる。

全員一致であるべきかどうかについても色々論じられている。そしてこの本では全員一致が合理的な疑いをいれない証明の基準を満たすものであると結論づけられているようである。全員一致の原則が、民衆が激昂している場合や、政治的・宗教的少数者への偏見がある場合に偏向裁判への防破堤となってきたことが強調されるのである。そして、事実として現在も多くの州は全員一致の原則を採用している。<sup>(4)</sup>

陪審ということを離れて考えてみた場合、何かについて二三名で議論して結論を出すとき、全員一致で議論がまとまるのはかなり困難なのではないか。今私が日本で考えてそう思うのだから、色々な者が集まっているといわれるアメリカではなおさらそうなのではないかと思うのである。慎重にというなら、加重した多数決で足りるのではないか。とくに、無罪の評決が成立するためにも全員一致でなければならぬというのは、合理的な疑いをいれない証明の基準という見地からは説明が困難なように思われる。このように考えると、結局、多数決をとる場合でもそれは次善の策としてであって、もし可能であるなら全員一致が理想である、という考えが基本になっているように思われる。そして、この発想

はいうまでもなく、前述のアメリカの地方自治における原型的な発想と同じものである。

これに對して、長尾龍一氏が、民主制の制度化として第一にあげられるのが多数決原理であり、一人でも反対者があれば何も決定しないという方式は極端な個人主義的制度で、「民衆の支配」という民主制とは対立するとされているのは大変興味深く感じた。<sup>(42)</sup>そして、全員一致が望ましいという思想は反対意見の表明を抑圧する機能をもち、会議や選挙を儀式にする傾向と結びつくとされる。こうして主流派の独善を抑制する声を沈黙させ、実質的決定が舞台裏に移る。共産圏諸国はこういうやり方で安定しているのだともされる。いわれてみれば納得できる主張である。これまで全員一致方式の陪審でやってくることもできたのも、それで一見して明らか不合理を生じていないからだと思われるが、その裏に右のような傾向がみられるのかもしれない。少数意見の絶対数が大切なのだとするリーヴィ氏の意見もそれを暗示する。

全員一致ということについては、イザヤ・ベンダサン氏がユダヤ人は全員一致を認めない、とされているのを読んで以来ずっと頭にひっかかっていた。<sup>(43)</sup>なるほどと思うところもあるのだが釈然としない部分が残った。アメリカの場合もキリスト教を基礎としているので基本的にはユダヤ人の場合と同様な論理に従うものと思われる。とすれば、陪審制をはじめとする、全員一致を望ましいとする考えとどのようにつじつまがあうのか。この点についてつい最近、浅見定雄「にせユダヤ人と日本人」<sup>(44)</sup>という本を読んできわめて納得のいく結論を得た。ユダヤ人の論理でも全員一致は無効ではなく、逆に、基本的には望ましいものとされている。私はこの本のすべてに賛成なのではないが、右の部分についてはこれでまちがちなかろうと思う。

このことは、アメリカに移住してきた清教徒たちが、異端を容認しない人々であったという事実とうまく合致する。

民主主義といっても、その基礎にあったのは真理や主義の可能性についての相対主義ではなく、絶対主義だったのである。しかし、相対主義の考えもなかったのではなく、長尾氏はアメリカの民主制は両者の結合の結果生まれたものだとされる(注④の文献三四三頁)。これは基本的には連邦と州の二元性などにもつながっていく事柄であろう。

(40) レナード W リーヴィ「最高裁の逆流」 ぎょうせい 一九八一年

(41) ローク M リード・井上正仁・山室恵「アメリカの刑事手続——その法と実務(十一・完)」 ジュリスト  
八〇四号 一九八三年

(42) 長尾龍一「民主制の哲学」——長尾龍一・田中成明(編)「現代法哲学第一巻 法理論」 東京大学出版会

一九八三年

(43) イザヤ ベンダサン「日本人とユダヤ人」 角川文庫 一九七一年

(44) 浅見定雄「にせユダヤ人と日本人」 朝日新聞社 一九八三年

#### 4 逆差別

アメリカをバスで旅行中はよく本を読んだ。前記のようにアメリカの景色はみているやけに疲れると感じ、無理にみているより本を読んだ方がよいと思つたのである。このとき愛読した本に、飯島澄雄「アメリカの法律家(上巻・下巻)」がある。<sup>(45)</sup>あくまで具体的かつ詳細に書かれていて、よっぽど暇なときに読まないといライラするのではと思うが、それがバスの中で読むのには最適で、この本のお陰で心理的安定を保てたのだとさえ思っているのである。

さてこの本ではじめて、いわゆる逆差別の事件の存在をした(日本でも部落問題に関する新聞記事などで逆差別と

いうことをみつけることがある。上巻第二章2四にあげてあるデフューニス事件がそれである。事件内容を読んだ段階で、これはどちらにころんでも都合の悪い事件だな、と感じた。私なりにごく簡単にこの事件を要約してみる。リースクール入学許可者を決定する手続において少数民族出身者にはあらかじめ一定数のわくが確保されていて、そのためデフューニスよりも成績の悪い者がただ少数民族出身者であるというだけで入学を許可されているのに、デフューニスは許可されなかった。そのことを不満として、このわくの設定が法の下での平等の原則に反するとしてはじまったのがこの事件なのである。

きわめてよく知られているように、長い立法・判例の積みかさねのうちにアメリカ史は黒白共学を認める方向へと進んでいった（実際には、とくに都市におけるゾーニングとの関係などのため実現されたとはいいにくい状況のようであるが<sup>46</sup>）。軍隊に守られて登校する黒人生徒。その結果として前記のような少数民族優先策がとられるようになったが、今度は逆にデフューニス事件のような事件がおこるようになったのである。デフューニス事件と全く同様の内容のバツキ事件では、少数民族優先策は違法という結果になり、白人バツキの方が大学の警備員に守られて登校することになったのだ<sup>47</sup>。

性差別に関しても、過去の男女差別を補償するために女性に優先処遇を与えることについて、男性側からその違憲性を主張する事件が現われるようになって<sup>48</sup>いる。これは、前述のアメリカにおける家族の変化に符合するわけである。

このような事件にふれるうち、これらの事件もたしかに平等に関するものであるけれど、シュー氏が考えるような平等とは別個の問題を含むものであることが、本当におそまきながらであるけれど、わかるようになった。それを私なりにまとめると次のようになる。民主制は先の長尾氏のいわれるように多数決方式をその基本的な制度として有する。多

数決が可能であるためには、たしかに人々の平等が前提となり、これがシュー氏のいう平等である。ところが、多数決の結果少数者の意見が無視されたり、そもそも多数決に参加を認められないときは、これらの者に不平等な状況が生ずる。(直接民主主義が伝統となつているところではこの不平等な状況はより生じやすいといえるのではないか)。その不平等を是正することは平等化ともいえよう。ダフューニス事件やバツキ事件の原告の主張はこの平等化が不平等であるといつてゐるわけである。この平等化をよしとすると、たとえば、人種差別に関する問題の場合、万事人口割合に従つてきめるのが合理的ということにならないだろうか。たくさん産むが勝ちということか。事実そういう意味でチカーノ(メキシコ系)の勢力が強まっている。同じ平等ということばを使うにしても後の方は目的がちがう。そしてその目的を支持するかしないかで、社会も大きく二つの意見にわかれるだろう。それぞれが広い意味でのクラブを結成し、正当性を争うということになるだろう。このように考えると、後の意味での平等の問題は、シュー氏の主張するクラブ結成の前提としての平等ではなくて、クラブ結成の目的としての平等であることになる。

まだ考えればかりで、色々いたりないと思う点が出てくるかもしれないが、基本的にはこのような理解でよいと思う。このように考えるにあたっては、井上達夫氏の「正義論」<sup>19</sup>が参考になった。又、ここで扱われているロールズ氏の「公正としての正義論」については、一九八二年二月、田中成明氏の沖繩大学における法哲学の集中講義をきかせていただいたのが理解の助けになった。<sup>50</sup> 右の諸氏の論文を読んだ私の感想では、法哲学というのも、架空のことをやっているのではなく、法についての一定のイメージをもとに考えている。その際、アメリカ的な意味での法の把握がその基本的前提となつてゐるように思われる。そこで、右の諸論文を読んでいても、多くの術語に一々カッコをつけてみたくなつてくる。

以上、アメリカ法の特徴を民主主義と平等という側面に焦点をあてて考えてみた。勉強していたら、今年は実にタイ

ムリーにアメリカ法関係の論文が発表されていくのでびっくりした。そのため多少勉強のペースが乱れましたが、基本的には大変幸運であったと、今回もわが身の強運さ加減を実感したことであった。

(45) 飯島澄雄「アメリカの法律家 上巻・下巻」 東京布井出版 一九七五年・一九七六年

(46) 藤倉皓一郎「平等条項と連邦最高裁判所」——(32)の文献所収

(47) 千野境子「ワシントン シングル・ウーマン」第二章1 三修社 一九八〇年

(48) 青柳幸一「州立女子大学の違憲性」参照 ジュリスト七九七号 一九八三年

(49) 井上達夫「正義論」——(42)の文献所収

(50) 田中成明「現代法理論(講義教材)」参照 有斐閣 一九七九年

## 一〇 「インディアン憲法崩壊史研究」<sup>(51)</sup>

アメリカ・インディアンと呼ばれる人々の社会が崩壊していく過程は裏面からアメリカの主流をなす人々の文化をあらわしてくれるだろう、というもくろみのもとに、アメリカ法の特徴をみたとアメリカ・インディアンの歴史をみてもよくと考え、この本をテキストとして使う予定であった。読んでみての感想はこれから記したいが、時期的にこの本が一九〇七年まででおわっているため、アメリカ・インディアンのその後の歴史、そして現状については別の本で補う必要がある。時間的な都合でこの補足が十分できないままになり、しかも、われわれにとっていいかげんに取り上げてよいテーマとも思われないので、講義では割愛することにした。そういうわけで、ここでは、この本に限っての読後感を若干述べるにとどめる。

この本は、一八三九年に制定されたチエロキ・ネイション憲法の紹介からはじまる。この一八三九年というのは、いわゆる「涙の行進」がおわつてからのことであり、全チエロキ族がアメリカ南東部地方から、現在のオクラホマ州の地に移住した後のことである。このチエロキ・ネイション憲法最大の特徴はどこにあるか。それは第一条に記された土地共有である。法的にはいわゆる総有の性質をもつと考えられる。土地は部族のものであり、構成員の私有を認めない。構成員は自由な利用権と、土地改良物に対する所有権を有するが、改良物は構成員以外の者には譲渡できない。土地を自由に使つていいというのだから、その利用状況に応じて貧富の差が生じることを容認していることになる。憲法のしよっぱな第一条からこのような土地（領土）のことがでてくる。このことにまづびっくりした。それは、彼らの土地に白人移住者たちが次々に侵入してきて、実力で占拠していった過程を反映している。

その後、南北戦争ではチエロキ族は南部側についている。チエロキ族は黒人奴隷を所有していたのである。黒人の政治的権利は否定されていた。

南北戦争後のアメリカ政府の基本方針は、アメリカ・インディアン土地共有制度を崩壊させ、アメリカ・インディアンを農民化することだった。それによって一番トクをしたのは、アメリカ・インディアンへ割当てられた残りの土地の割当を受けた白人移住者であり、まさにこのためにアメリカ・インディアンの土地共有制度もつぶされたようである。チエロキ族の場合、一八九八年の法律（いわゆるカーティス法）によって割当がなされることになったのであるが、そのときまでにはチエロキ族の地にも多くの白人が侵入してきていた。そして、白人達にチエロキ族の一部の者が土地を賃貸した。そのことによって、土地共有といいながら、実質的には土地独占状態が生じていたのである。富んだ者と貧しい者がいて後者が圧倒的に多かった。このような状況をみると、このとき土地共有制が妥当な制度であつたととはとて



もいえず、この限りで割当は「民主的」であつたといえるように思う。勿論、土地共有制にふさわしくない状態をつくり出したのは白人側なのである。広大な土地に現在のインディアン保留地程度のものしか残せなかつたアメリカという国がアメリカ・インディアンに対して公平であつたとはとてもいえない。しかし、土地共有制が特定の条件（土地が十分にあること・附加的労働を入手することができないこと等々）の下ではじめて合理的な制度たりうることはとてもよくなかつた。東アフリカにおける事例（I・四）などと比べて興味深い。

その後、チエロキ族を含む五部族はセコイヤ州というインディアン州をつくり、セコイヤ憲法をつくらうとしたが失敗し、オクラホマ・テリトリに併合されてオクラホマ州が成立したのだった。これらの過程をきめた基本的要因として当時の共和党と民主党の勢力関係があげられていること（要するに党利党略できまつたということ）、及び、オクラホマ州憲法に黒白人の定義規定がありそれによるとアメリカ・インディアンが白人とされ、黒人に対し明白に一線をひいていることなどに興味を感じた。

51) 上田伝明「インディアン憲法崩壊史研究」 日本評論社 一九七四年

## 一 「海洋型アジア文化の基層」<sup>52)</sup>

一九八三年の暮れ、七年か八年ぶりに岡山市にいった。元沖大生に再会するためである。私は以前、高校をおえるまでの三年半の間を岡山市内ですごしたのであるが、この元沖大生の家は市内から車で一時間ほどのところにある。彼が私のために岡山市周辺を車で走ってくれた。そしてその変ぼうぶりに本当にびっくりしてしまった。ハイウェイが整備されて、ちょうどアメリカと同じで車がないと動きがとれない。私の通った高校はたんぼの真中につくられた新設高校で

自転車で三〇分以上かかって通学したのであるが、今は自転車で往来するには岡山市は広くなりすぎた感じがする。そして、道路ぎわに駐車場つきドライブインなどが並ぶ景色もアメリカと似ている。二四時間ストアは今もそんなに多くはないが、ガソリンスタンドの価額標示などをみるとアメリカを思いだす。まだ無人化していないのがちがうが。歩く人もあんまりみかけない。今建設中のニュータウンにもつれていってもらった。こういうところは、本当に車がないと生活できないだろう。みはらし台には完成予定図の看板がたててある。完成までにまだ何年もかかるだろう。元沖大生は、「いい景色でしょう」というが、私はごちゃごちゃしたまちの方がいい。こんなところにいたら人間もかわってしまっだろう。全国でこういうまちづくりが進行しているのだろうか。この岡山をみて、東京などよりよっぽど「進ん」でいると思ったのだ。

さて、この元沖大生が岡山市内の本屋を案内してくれたときにみつけたのがこの本である。この本の「あとがきへ旅の終り 旅の始まり」を読んで思わず興奮した。著者がフィリピンのランガイ（著者自身の説明（三頁）に従えば、市町村の下にある、日本の町内会をいくつか合わせたほどの規模の住民集団で、元来部族集団だったのが、スペイン支配時代にバリオと改称され地縁化されていたもの）にかかわるようになったいきさつなどが書かれている。調査はたんなる調査ではなく、著者自身の経験の一部でもあるということを忘れない態度、そして特異な例ではなく普通の例をもとに考えようとする態度、こういった態度は私もそうでありたいと願ってきた態度である。法学者でこのような「あとがき」を書く人がいることにとかくびっくりしてしまった。

そこで、さつそく本文を通読したのだが、今度は又別の意味でびっくりしてしまった。何というか、述べられていることがバラバラに散っていく感じで、イメージとしてうまく収れんしないのである。ちょうど昨年度、タイをみたあと

スウェーデンをみたときのさかさまの状態と思えばよい。タイのことを調べているうちにバラバラになった頭が、スウェーデンをみることで一気にまとまったように感じたのだが、今年度の最後はその逆になったようである。

もっとも、フィリピンとアメリカとの間に関係がないというのではない。大ありだ。スペインのあとアメリカがフィリピンを支配したのであり、今も英語が話されていることをはじめとして、残された影響は大きい。植民地時代が長すぎて独自の文化が十分にのびなかつたといわれる。そして、この本に、フィリピンのグラス・ルーツ（草の根）ということばがでてくるのである。アメリカのグラス・ルーツとどのように似ていて、どのようちがうのか。講義ではアメリカをやっただけで、時間がなくなって、他地域との比較がほとんどできなかった（ただ、アメリカを扱った本は意識的にではなくても日本との比較を頭において書かれているものが多かった）ので、このフィリピンと比較することでもめをつけてみようかと思いついたが、まとめられるのを拒絶しているようでもある。

高橋彰氏(53)の話をもとめるとフィリピン社会の基本構造はタイとよく似ているように思われた。講義ではその他に「フィリピンのところ」(54)所収のホルンスタイナー氏の諸論文も利用してフィリピン社会の構造的特色を考えた。そういう理解を前提に私が本書の内容をどのように受けとめたか、主にこれまで述べてきたこととの関連で簡単に記してみよう。

アメリカでもフィリピンでも、グラス・ルーツが大切である、という点において差はないように思う。というより、東南アジア一般の特色として、「イエ」とか「ムラ」とかのタイトな組織がないことがいわれ、その裏面として個人主義的だといわれる（I・一）ため、非常によく似ている面がある（それが必ずしもアメリカに関してみてきたような「平等」につながるものとはいえないだろうことを注記しておく）。ちがうのは、グラス・ルーツを構成する原理が、国家を構成する原理にまで直結できるかどうかという点である。アメリカの場合、グラス・ルーツ構成の原理が国家の

基本的構成にまで生きている。それはクラブ結成の原理が、大小をとわずなりたちうるものだからであろう。これに対し、フィリピンのグラス・ルーツはまさに、大きくなることを拒むのである。相互に知合える範囲以上に大きくならない。あくまで具体的な生活に結びつく範囲が重要である。国家のことなんて関係ない、別の世界のことからである、ということになる。こういうところで裁判した場合を考えると、書類に残す必要もないし、厳格な手続もいらぬ。判断根拠として「動機」ないし事件の背景が重要にならうし、正否の判断を下す以上に争いのあとの怨恨・しこりを残さないことに意が用いられるであろう。判例研究も盛んにならないだろう。なぜなら判例研究は、法の具体化ではあっても同時に事件の抽象化だからである。C・ターンブル氏が述べているアフリカの部族にみられる裁判とよく似ている<sup>(55)</sup>。

なぜこのような差が生じるのか。比較してみると、フィリピンの方式は、われわれ人間の生物的なありようから判断して無理が少ないように思う。それでやっていけるのであればそれ以上大きくなろうなどと考える必要もなからう。そういうところからみれば、大きくなる、というか、大組織化は、各人の自足感の欠如からうまれたのかとも考えられよう。実際クラブ結成の動機はそのようなものである。大きくなるものとならないもの、こういうふうに分けると、この区別が、文明とそうでないもの、一神教と多神教の区別とダブリうるようにも思う。本書は、フィリピンを多神教世界ととらえている。この分類でいくと、森林の思考というのは砂漠の思考と並んで、文明・一神教の世界の方に入ると思う。先に「公と私」についてみたところで、滅私奉公の原理というのは「公」を本来的なものとする世界に属するものと考え、従って、森林思考の方に接合すると考えた。確かに本書でも、「フィリピン人は、具体的生活に結びついてこないものに関して、創意も情熱もかきたてられないのである。滅私奉公のような内発的モラルはここでは考えられない。」(一二八頁)とあり、フィリピン人の世界とは別の世界のものとして把握されている。しかし、滅私奉公の原理が、

文明の世界に入るとするのはいいとしても、一神教の世界のものといえるのか。たとえば日本の場合などを具体的に考えてみると疑問を感じ出すのである。「純粹な」森林の思考タイプではなくて、せいぜい、森林的な色彩が強いというだけのものである、とでもいえばよいのか。このように考えていくと、典型的な森林の思考タイプの社会とはどのようなものなのか、それは一種類しか考えられないものであろうか、といったようなことが次々に疑問として出てくる。法人類学を続けてやっていけるなら、この点を是非考えてみたいと思う。

同時に、大きくなることを拒否するのも、大きくならしめうるものと同様、一つの論理にもとづくものだと私は思う。それは、森林の思考・砂漠の思考の定義（本稿・三）との関連でいえば、来世のことを考えない態度、ないし、「今」にのみ関わろうとする態度とでもいえばよいであろうか。それが狩猟・採集的思考とうまく重なりあうものかどうかの検証も必要であろう。この論理についてもっと、具体例をもとに考えていくことも課題としたい。この点は、私が今、沖繩にすんでいるということも影響しているだろう。三年目でやっと、研究と生活が交差するところへやってきたという印象をもっている。

52) 前出34)

- 53) 矢野暢（編著）「東南アジア学への招待（上） 新たな認識を求めて」IV 日本放送出版協会 一九八三年
- 54) メアリー R ホルンスタイナー（編）「フィリピンのこころ」めこん 一九七七年
- 55) C M ターンブル「アフリカの部族生活——伝統と変化——」現代教養文庫 一九七二年